

指 示

平成 23 年 6 月 1 日

茨城県知事
橋本 昌 殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
菅 直人

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 3 項に基づく平成 23 年 4 月 17 日付け指示は、解除する。

(参考)

指 示

平成23年4月17日

茨城県知事
橋本 昌 殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
菅 直人

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づく平成23年3月21日付け指示は、下記のとおり変更する。なお、平成23年4月10日付け指示は、解除する。

記

茨城県北茨城市及び高萩市において産出されたホウレンソウについて、当分の間、出荷を控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。